

2018.4

## 消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

# 大手通販会社をかたる架空請求メールにご用心



### 【事例】

スマートフォンに大手通販会社アマゾンをかたる業者から左写真のようなメールが届き、誤操作したかもしれないと心配になり連絡した。電話の相手から「1年前の利用履歴があり滞納金が発生している。〇〇万円支払わないと裁判する。午後5時までにコンビニエンスストアに行き支払ってください」と言われた。

### 【アドバイス】

上写真のようなSMS(ショートメッセージサービス)メールが届いたという相談が急増していますが、典型的

的な詐欺の手口です。電話をせずに無視してください。メールの「アマゾン」は通販サイトのアマゾンジャパン合同会社とは無関係です。メールには宛先もありません。携帯電話の番号は11桁の数字なので、相手は手当たり次第に番号を選んで送信しているだけです。「本日中に連絡がなければ法的手続きを移行します」などと脅し、冷静な判断力を失わせる典型的な詐欺の手口です。また支払い方法は、ATMでの振り込みからコンビニで電子マネーのギフト券などを購入させ、番号を教えるよう指示するという新たな手口になってきているので注意してください。不審なメールは無視し、困った時は消費生活センターに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2018.5

## 消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

# 配置薬を勝手に処分してはいけません



### 【事例】

配置薬（置き薬）の業者がここ数年、薬の入れ替えに来なかつたので、昨年、使用期限切れの薬を処分した。ところが、最近になって突然業者が来訪し、古い納品書と残っていた薬を付き合せ、代金約1万円を請求してきた。

### 【アドバイス】

「配置薬」とは、販売員が消費者宅へ薬を届け、次回来訪時に消費者が使った分の薬代を支払う仕組みで

す。配置薬は勝手に処分すると代金を請求される場合があります。

長期間訪問がない場合でも、消費者には保管する義務が生じます。不要であれば、薬は自分の判断で処分せず、解約を申し出て引き取ってもらいましょう。

配置薬の販売員には、法律で身分証明書の携帯が義務付けられています。来訪時には、提示を求め、連絡先をメモしましょう。

訪問して8日間はクーリング・オフできます。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2018.6

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 高額な商品を売りつける SF 商法に注意

### 【相談事例】

近所の空き店舗に新しく入った店で、食品などの安売りと健康についての説明会があり、毎日のように通った。数日前、血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」と勧められ購入。しかし、冷静に考えれば代金 13 万円は高すぎる。クーリング・オフしたい。

### 【アドバイス】

閉め切った会場などに人を集め、日用品などをほぼ無料で配って雰囲気を盛り上げた後、催眠状態となつた参加者に高額な商品を売りつける販売方法を「SF 商法」といいます。最近では、空き店舗以外にもゲートボールなど人が集まる公園や、事業者がトイレを借りた団地の個人宅で店開きをする手法もあります。

また、長期間の販売会で次々に購入し、支払えなく

なる高齢者被害の報告もあります。

通り続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると断りきれなくなってしまいます。安易にそのような場所に行かず、勧説されても必要がない商品であれば、きっぱりと断りましょう。

購入して 8 日間以内であれば、クーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を過ぎても未開封商品などは返品できる場合があります。困ったときは早めに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、9:00 ~ 16:30、☎ 76・1004）まで。



2018.7

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 誰でも簡単にうかる副業などのうまい話には要注意

### 【事例 1】

「メールの相手をするだけで報酬がもらえる」というインターネット上の広告を見てサイトに登録した。メールの相手が報酬として 200 万円をくれるというが、受け取りに必要な個人情報を交換するため、ポイントを何度も購入させられた。結果、報酬どころか、高額な出費になってしまった。

### 【事例 2】

「1 日たった 5 分の作業で月収 100 万円。簡単にもうかる方法を教える」というインターネット上の広告を見て、30 万円のクレジット決済をした。届いたマニュアルを見ても、作業の仕方やもうかる仕組みがよくわからない。解約を申し出たが、一切返金できないと言われた。

### 【アドバイス】

事例 1 は、悪質な出会い系サイトです。「あとでお金がもらえるから大丈夫」と思い、次々にポイントを

購入してしまいます。しかし、メールの相手は“サクラ”的可能性が高く、報酬を受け取ることは困難です。

事例 2 は、動画やマニュアルなどでもうけ方を教える情報商材です。高額な料金を支払っても、稼げるとは限らず、一旦支払ったお金を取り戻すのは困難です。

どちらの事例も入り口は「副業」です。簡単にうかるという、うまい話には注意し、安易に契約しないようにしましょう。返金の交渉ができる場合があるので、あきらめずに早めに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、9:00 ~ 16:30 ☎ 76・1004）まで。



(消費者庁イラスト集より)

2018.8

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 「リボ払い」って何？ クレジットカードの契約は慎重に

### 【相談事例】

クレジット機能付きのポイントカードを契約した。計30万円の買い物にカードを使つたが、1回払いと伝えた。引き落とし口座に十分な預金があつたので支払い済みと思っていたが、3年後も支払いが残つてることが分かつた。カード会社に尋ねると「リボ払い」だからと言われたが、頼んだ覚えはなく納得できない。

### 【アドバイス】

「リボ払い（リボルビング払い）」とは、利用金額や件数に関わらず、毎月一定額を返済する方法です。支払い期間が長くなるので手数料がかさみ、支払総額が増加します。クレジット会社によってリボ払いの種類や利用方法も違うため、注意が必要です。

事例では、相談者はカード申し込み時に担当者から「リボ払い」を説明された覚えがなく、「リボ払い」の意味も知りませんでした。しかし、契約書を確認すると、カードの申込条件は「リボ払い」、毎月の返済額

は1万円（利息が加算される）とはつきり書いてありました。相談者の自署によるサインもあり、請求通り支払わなくてはなりませんでした。

クレジットカードを作る場合は、以下の点に気を付けてください。

- ①「契約書」をよく読み、不明な点があればその場で質問する
- ②カードの利用明細は必ず毎月目を通し、不正利用などがないかチェックする
- ③引き落としの金融機関の口座は定期的に記帳してチェックする



2018.9

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 災害に便乗した悪質商法に注意

### 【事例 1】

台風で屋根瓦が壊れて困っていたところ、「火災保険を使って自己負担なしで屋根の修理ができる」と言って業者が訪問してきたので契約した。業者に保険金の申請手続きを代行してもらい、振り込まれた保険金全額を前払いした。よく考えると工事費が高いと思うので、契約を解除したい。



消費者庁イラスト集より

### 【事例 2】

ボランティア団体を名乗る人から「被災地への支援金を集めている」という電話がかかってきたが信用していないのか分からぬ。

### 【アドバイス】

家屋が被災してしまった場合、火災保険がおりるかどうか、まずは自分で保険会社へ問い合わせましょう。

修理を依頼する際は複数の業者から見積もりを取り、家族や周囲の人に相談するなど、十分に比較検討してください。工事前にも関わらず、代金全額を請求する業者には注意が必要です。事例1のような訪問販売の場合、契約書面をもらって8日以内であればクーリングオフできますが、この期間を過ぎてしまうと、高額な違約金を請求される恐れもあります。

事例2は、災害に便乗した詐欺の可能性もあります。義援金を送るときは、信頼できる団体を通して送るようしましょう。

災害時でも契約は慎重に。少しでも不審に思つたら、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

## はがきやメールなどによる「架空請求」は無視しましょう

### 【事例】

『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』というはがきや『有料動画の未納料金が発生しています』というSMS（ショートメッセージサービス）メールが届いた。

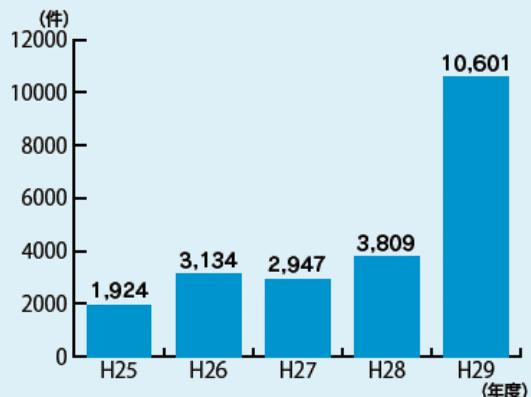
### 【アドバイス】

いずれも国の機関や消費生活センター、ヤフーやアマゾンなど大手事業者をかたる「架空請求」詐欺です。はがきに書いてある団体名は実在しません。本物の訴訟の通知は、裁判所から普通郵便ではなく配達員から本人に手渡される「特別送達」で届きます。SMSメールは、携帯電話の番号に送信されるメールなので、架空請求事業者が無作為に生成した電話番号に送信している可能性があります。また、パソコンやタブレットにも同様の電子メールが送られている事例があります。

電話や返信をすると個人情報を聞き出され、お金をだまし取られてしまいます。絶対に連絡せずに無視してください。

昨年度に、県内消費生活センターなどへ寄せられた相談のうち「架空請求」の割合が、全体の19.6%と急増しました。少しでも「怪しい」「おかしい」と思つ

### ■県内の架空請求に関する相談件数



県消費生活センター「ホットな消費者ニュース」  
平成30年8月号より

たら、まずは柳川・みやま消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

## 光回線サービスプラン変更は契約先をよく確認してから

### 【事例 1】

「フレッツ光（NTTが提供する光回線）をご利用の方へ、基本料金500円が無料になる」という電話があつた。プランを変更するだけと思ったが、工事に来るというので、訪問を承諾した。後で不安になり、NTT西日本へ電話をすると、「NTT西日本はそのような勧誘をしていない」と言われた。断りたくてもどこに連絡してよいかわからない。

### 【事例 2】

「フレッツ光をご利用の方へ、これまでより料金が1000円安くなる」という電話があつた。工事は必要ないと言われ、プランの変更をするだけだと思い承諾した。1か月後、請求書が届いたことでNTTとは別の会社と契約していたことがわかり、解約を申し出たら違約金1万円を請求された。

### 【アドバイス】

NTTから回線を借り受けた事業者が光回線サービスを提供することを「光コラボレーション（コラボ光）」といいます。コラボ光を提供する事業者の増加に伴い、当センターに寄せられる相談も増加傾向にあります。コラボ光に変更すると、NTTとの契約ではなくなります。勧説を受けたら、必ず事業者名、サービス名、連絡先の電話番号を聞き取っておきましょう。

事例1の場合、光回線のオプションである「光電話」の基本料が無料になる」と勧説していると思われますが、光回線の基本料金やプロバイダ料金、オプション料金などが別途必要になります。「無料」という言葉に惑わされず、総額やサービス内容を比較して、検討するようにしてください。

また、契約期間が2年、5年などと決められている場合がほとんどで、事例2のように、契約更新月以外に解約すると、違約金を請求されてしまいます。

電話で承諾した後には必ず事業者から契約内容に関する書面が届きます。書面が届いて8日以内であれば、初期契約解除制度を利用して契約を解除することができます。届いた書面にしっかりと目を通し、勧説時の説明と違う点などがあれば、早めに消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。



消費者庁イラスト集より

2018.12

## 消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

# 通信販売サイトによる詐欺にご用心

### 【事例 1】

インターネットで人気ブランドの洋服を検索すると格安通販サイトが一番目にでてきた。注文して個人名義の口座に代金を支払ったが、商品が届かない。電子メールで問い合わせても返信はなく、電話したら「現在使われておりません」とアナウンスされた。

### 【事例 2】

インターネット通販で海外ブランドの財布が半額だったので、注文してクレジットカードで支払った。商品は海外から直輸入される予定だったが届かず、税関から通知が届いた。問い合わせるとコピー商品（模倣品）と言われ、没収されてしまった。

### 【アドバイス】

事例はインターネットによる通信販売で、商品を発送せずにお金をだまし取ったり、偽物や粗悪品を送つたりする手口です。実在するショップを巧妙にまねた偽サイトも多く、本物との見分けが困難です。冬は特

にダウンジャケットやブーツなどで詐欺・模倣品サイトによる被害が多発するため10月には国民生活センターも注意喚起しました。

#### ◆トラブル防止のチェックポイント

▷正規の値段より極端に安いサイトは疑う

▷サイトに正確な運営情報（運営者氏名、住所、電話番号）の記載はあるか

▷サイトの文章やメールの日本語が不自然ではないか、またフリーメールではないか

▷支払い方法が銀行振込のみで、振込先が個人名義の口座ではないか

支払ったお金を取り戻すのは困難です。少しでも「怪しい」「おかしい」と思ったら一人で悩まず、まず柳川・みやま消費生活センターに相談してください。

問い合わせも、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2019.1

## 消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

# 入浴中の事故にご用心

冬は、高齢者の入浴中の事故が多発します。浴室での「不慮の溺死及び溺水」による死亡者は、高齢になるほど増加しています。（右図参照）

事故は、持病がない人や前兆がない場合でも発生する恐れがあり、注意が必要です。入浴中の事故を防止するためのポイントは、以下のとおり

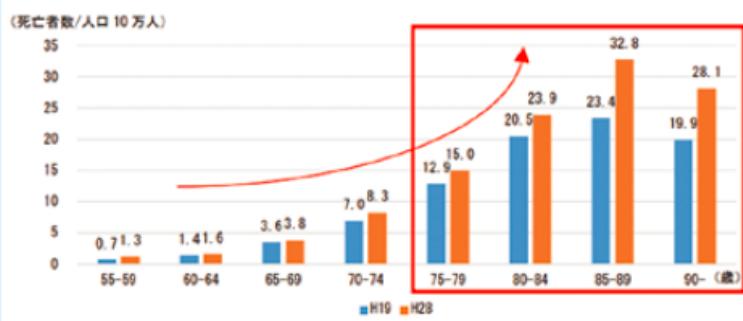
です。

1. 入浴前に脱衣所や浴室を暖める
2. 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にする
3. 浴槽から急に立ち上がらないようにする
4. 食後すぐの入浴、またアルコールが抜けていない状態での入浴は控える
5. 精神安定剤や睡眠薬などを服用した後の入浴は控える

※心配な人は入浴前に同居者に一声掛

けたり、見守りをお願いしたりすると安心です。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、平日の9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。



「家」「居住施設」の「浴槽」での「不慮の溺死及び溺水」による年代別・人口10万人当たりの死亡者数（平成19・28年）

消費者庁 11月21日 News Release より

2019.2

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 契約は慎重に行いましょう

### 【事例 1】

2年前に訪問勧誘を受けて契約した新聞を現在も購読している。解約したいと申し出たが断られた。いつでもやめられるのではないか。

### 【事例 2】

昨日お店で購入した洋服を返品したいと申し出たが断られた。クーリング・オフできるのではないか。

### 【アドバイス】

いったん契約が成立すると、販売店だけでなく消費者も契約した内容を守らなければなりません。どちらの事例も一方的にはやめられず、解約するには販売店との合意が必要です。契約前にもう一度、本当に必要なものかよく考えましょう。

事例1は、すでにクーリング・オフできる期間を過ぎているため、簡単にはやめられません。クーリング・

オフとは、訪問販売、電話勧誘販売などの勧誘により契約してしまった場合、契約書面を受け取って8日以内に書面で通知を出せば、無条件で解約できる制度です。



消費者庁イラスト集より

事例2は、自らお店に出向いて洋服を購入しているため、クーリング・オフ制度が適用されません。

ただし、勧誘方法に問題がある場合や判断能力が不十分な人が契約してしまった場合などは、販売店と話し合うことで解決できることもあります。あきらめずに消費生活センターへ相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2019.3

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

## 一方的に送りつけられた商品の代金は支払う必要はありません

### 【事例】

知らない会社から「平成が終わる記念に皇室の写真集を購入しませんか」と電話があつた。今なら特別価格で安く購入できると言われたが、高かったので断つた。しかし後日、勝手に写真集が送られてきて夫が受け取ってしまった。返品したい。

### 【アドバイス】

事例は、承諾していないにも関わらず商品が一方的に送りつけられているので、代金を支払う必要はありません。受け取ってしまっても返品できるので、捨てたり壊したりせず保管し、すぐに消費生活センターに相談してください。

もし、電話で承諾した場合でもハガキでクーリング・オフ通知を出せば、商品や契約書が届いてから8日間は無条件で返品できます。

天皇陛下の退位に便乗し、アルバムや掛け軸などの

購入を勧める電話勧誘に関する相談が寄せられています。その中には、何度も電話がかかってきて困るという相談者もいます。購入する意思がなければ、はつきりと「いません。送らないでください」と伝えましょう。



国民生活センター 見守り新幹情報  
第324号より

「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない」というルールを家族でつくっておくと誤って受け取らずに済みます。困った時は、なるべく早めに消費生活センターに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。